

地域包括支援センター受託法人選定における検討課題について

平成22年7月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

新設する地域包括支援センターの受託予定法人選定における検討課題について

1 当該募集圏域内でランチ業務を担っている活動実績をどのように評価するか

前回(3月17日)運営協議会資料

募集圏域内でランチを運営し、担当職員を専従で配置するなど積極的な活動を展開し、地域とのつながりも深い法人は、他の法人と比較して相当の優位性が認められるのではないかと。

という考え方がある。一方で、

これまでの実績を評価することも必要であるが、今後どのように地域包括ケアの推進に取り組んでいくかが最も重要であり、募集圏域内でのランチとしての活動実績を過大に評価するあまり、募集圏域内での実績のない法人の参入を事実上阻害するような基準とならないよう配慮する必要があるのではないかと。

という考え方がある。



- 単に募集圏域内でランチを運営していることのみをもって高い評価とすることは適切ではない。
- しかし、仮に、地域包括支援センターから委託を受けて担当する地域の「総合相談支援業務」「虐待の早期発見・防止などの権利擁護業務」を担うランチとしての活動実績が高く評価されている法人と、募集圏域内で介護保険サービス以外に独自の福祉活動を展開している法人が競合した場合に、活動のベースが異なる両法人の「地域での活動実績」をどのように評価すべきかについて、選定部会委員が共通の認識を持つ必要があるのではないかと。
- また、ランチの活動実績の評価にあたっては、評価部会が中心となって取り組んでいる「評価のしくみ」による評価結果を活用することが適切ではないかと。
- さらに、募集圏域内でランチとして活動してきた取り組み内容を自己評価し、それを踏まえたうえで今後どのように地域包括支援センターの活動に発展させていくかが大切であり、重要な着眼点として応募法人に周知することも必要ではないかと。

前回運営協議会での意見

- ・評価部会での評価結果を法人選定の資料とするのであれば、選定基準に入れて周知しておく必要があるのではないか
- ・ブランチとしての活動実績があることは有利ではあるが、今後、包括を運営していくことに対してどのような認識を持っているかが一番大切ではないか
- ・ブランチがどのような活動をしているのかが分かるようにすべき
- ・これまでの活動を自己評価したようなものを提出してもらってはどうか
- ・地域で活動してきているブランチが応募すれば有利になることは不自然ではないが、新しい担い手の参入を阻害しないよう、ブランチに限らず地域での相談支援活動等に対する評価軸を盛り込む必要があるのではないか
- ・包括の運営を受託してどのようなことに取り組みたいのかというようなことを提出してもらうことで分かるのではないか

方向性

応募法人が地域包括支援センターまたは総合相談窓口（ブランチ）を受託している場合、「地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）評価のしくみ」に基づく評価結果（事業実施基準に照らした評価、課題対応取組報告、自己評価）についてもこれまでの活動実績を評価するための参考資料として活用する

ブランチに限らず、これまで募集圏域でどのような活動に取り組んできて、その実績を踏まえて今後どのように地域包括支援センターを運営していく方針であるのかについて記述を求め、評価の項目に加える

今後選定部会で詳細を協議

2 同一法人が受託できる地域包括支援センター数に制限を設けるか否か

前回(3月17日)運営協議会資料

募集圏域ごとに最も優れた法人を選定することになっている以上、結果的に同一法人が何箇所かの運営を受託することになって問題ないのではないか

という考え方がある。一方で

現に地域包括支援センターの運営実績があるということは、相当の優位性が認められるため、結果的に運営実績のある法人の受託が増え、受託法人の寡占化が進むのではないかと。

多くの法人に地域包括支援センター受託の機会を提供し、運営ノウハウを有する法人を増やすことで、事故等が発生した場合のリスクを最小限にとどめることが可能となるため、同一法人が受託できる数に一定の制限を設けることが必要ではないかと。

という考え方がある。



- 数に制限を設けることで、運営ノウハウとともに募集圏域での実績もある法人の参入を阻害することにならないか。
- 他の圏域で地域包括支援センターの運営実績を有する法人が2箇所目以降の地域包括支援センターに応募する際には、現在運営中の地域包括支援センターから中心的なスタッフを配置転換させて新設センターの運営にあたるといった手法がとられることも想定されるため、「現在運営中のセンターの質を低下させないこと」を担保させる必要があるのではないかと。

前回運営協議会での意見

- ・以前に企画した事業計画と人材を次々と動かしていくことで何箇所も受託する可能性がある
- ・地域包括支援センターの運営は法人の事業展開の一環として見るような事業ではない
地域密着で展開しようとするればそれほど多くできるものではない
- ・地域包括支援センターの運営は大変ではあるが、その後ろに在宅サービスをつけてくるといった、一つの経営モデルようになってきているのであればコントロールする必要がある

方向性

募集圏域で実績のある法人の参入が阻害されないよう、数に制限は設けない
ただし、他の圏域で地域包括支援センターの運営実績を有する法人の審査にあたり、配置予定職員にセンター職員が含まれている場合、その職員の異動によって既存のセンターの運営に支障が生じるおそれがないかを評価の視点に加える

今後選定部会で詳細を協議

これらのほか、部会委員に十分に審査いただけるよう審議の充実を図る

(昨年度までの審査の流れ)

審査資料を事前送付 事前審査 選定部会当日の質疑応答を踏まえて最終採点

(今年度)

効率的な審査のため、事前審査は引き続き実施することとしつつ、

選定部会委員が共通の認識のもとに審査にあたるよう、応募を締め切り、審査資料(応募法人からの提出資料及び評価結果等事務局準備資料)が整った段階で選定部会を開催し、応募状況及び選定基準や評価のポイントについて再確認する機会を新たに設ける。